

新設分割に係る事前開示書面

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2023 年 5 月 15 日

ソーシャルワイヤー株式会社

2023年5月15日

新設分割に係る事前開示事項

東京都港区新橋一丁目1番13号
アーバンネット内幸町ビル3階
ソーシャルワイヤー株式会社
代表取締役 矢田 峰之

当社は、2023年5月12日付で作成した新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2023年9月1日を効力発生予定日として、当社が運営する国内シェアオフィス事業のうち、横浜拠点に係るものを除く国内9拠点に係る事業を新たに設立するCROSSCOOP株式会社（以下「本新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本会社分割」といいます。）を行うことといたしました。

本会社分割に関する会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

- 1 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項）
本新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。
- 2 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号）
 - (1) 交付する株式数の相当性に関する事項
本新設会社は、本会社分割に際して普通株式100株を発行し、その全株式を当社に割当交付いたします。当社は、本新設会社が発行する全ての普通株式を取得しますので、本新設会社が新たに発行する普通株式の数は任意に決定できると考えられるところ、本新設会社株式の効率的な管理等を考慮し、上記割当株式数が相当であると判断いたしました。
 - (2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項
当社は、本新設会社の資本金及び準備金の額を、本新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、本新設分割計画書第5条に記載のとおりとすることにいたしました。
当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。
- 3 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第205条第6号）
- 4 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第7号）
 - (1) 当社について
本会社分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本会社分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。
以上より、本会社分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。
 - (2) 本新設会社について
本会社分割の効力発生後における本新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本会社分割の効力発生日以後において、本新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。
以上より、本会社分割の効力発生日以後における本新設会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

新設分割計画書

ソーシャルワイヤー株式会社（以下「**当社**」という。）は、当社の国内レンタルオフィスサービス事業（以下「**本対象事業**」という。）を新たに設立する CROSSCOOP 株式会社（以下「**新会社**」という。）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割（以下「**本新設分割**」という。）を行うこととし、次のとおり新設分割計画（以下「**本新設分割計画**」という。）を作成する。

1. 新会社の定款で定める事項等
新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、**別紙 1「定款」**に記載のとおりである。
2. 新会社の設立時取締役の氏名
設立時取締役
庄子 素史
3. 新会社が承継する権利義務
新会社は、本新設分割に際し、**別紙 2「承継権利義務明細表」**に記載の権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）を、当社から承継する。ただし、当社から新会社に対する債務その他の義務の承継については、免責的債務引受の方法による。
4. 新会社が交付する株式の数等
新会社は、設立に際して、普通株式 100 株を発行し、その全部を、承継対象権利義務の対価として当社に対して交付する。
5. 新会社の資本金等
新会社の設立の際における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。
(1) 資本金 20,000,000 円
(2) 資本準備金 クロージング直前貸借対照表の純資産残高より、上記資本金を控除した金額
6. 新会社成立の日
新会社の成立の日（新会社設立の登記をすべき日）（以下「**新会社成立日**」という。）は、2023 年 9 月 1 日とする。ただし、手続の進行上必要があるときは、当社はこれを変更する。
7. 競業禁止義務
当社は、2026 年 9 月 1 日を経過するまでの間、直接又は間接に、(i)本対象事業と日本国内において実質的に競合する事業（以下「**競合事業**」という。）を行わないものとし、また、(ii)競合事業を行う会社への出資、貸付けその他の資金提供を行わず、かつ当該会社の事業に協力しないものとする。
8. 本新設分割の条件の変更及び中止
当社は、本新設分割計画作成後、新会社成立日に至るまでに、天変地異その他の事由により、当社の資産状態、経営状態又は承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、その他本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、必要に応じて本新設分割計画を変更し、又は、本新設分割を中止することができる。
9. 規定外事項
本新設分割計画に明記されていない事項については、本新設分割の趣旨に照らし、当社がこれを決定する。

[以 下 余 白]

2023年5月12日

東京都港区新橋一丁目1番13号
アーバンネット内幸町ビル3階
ソーシャルワイヤー株式会社
代表取締役 矢田 峰之

別紙1 定款

CROSSCOOP株式会社 定款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、CROSSCOOP 株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) レンタルオフィスの運営
- (2) オフィスビル・店舗などの不動産に関する運営業務の受託
- (3) 企業の日本事務所設立サポートサービス
- (4) 事務机等備品付事務所の賃貸及び秘書、事務処理の請負
- (5) 住宅、店舗、事務所等のリフォームの企画、立案、施工
- (6) 店舗、事務所等のレイアウトデザイン及び運営管理に関する情報提供サービス及び業務受託
- (7) 秘書業務、事務業務の請負
- (8) イベント、講演会、講習会、交流会、セミナー等の企画、制作、開催及び運営
- (9) 共同事務所の賃貸、運営業務
- (10) 前各号に関連する市場調査、宣伝及び広告業
- (11) 前各号に附帯し、又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、日刊工業新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役の決定により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の3日前までに発する。ただし、その株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく、または通知期間を短縮して株主総会を開催することができる。

(議 長)

第11条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第13条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第14条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第15条 株主総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録しなければならない。

第4章 取締役

(取締役の定員)

第16条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第17条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、

前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第19条 当社の取締役が2名以上あるときは、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役は社長とし、当社を代表する。

3 当社の業務は、専ら社長が執行する。

(報酬等)

第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(剰余金の配当)

第22条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第23条 剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第24条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2023年10月31日までとする。

(設立時本店所在地)

第25条 当社の本店所在地は、東京都中央区日本橋三丁目9番1号とする。

(設立時取締役)

第26条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 庄子 素史

(設立時代代表取締役)

第27条 当社の設立時代代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代代表取締役 庄子 素史

(附則の削除)

第28条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

以 上

別紙2 承継対象権利義務明細表

新会社成立日において新会社が当社から承継する権利義務は、本対象事業に関する次に定める当社の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち、資産及び債務の評価は 2022 年 12 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新会社成立日の前日までの増減並びに資産調整勘定又は負債調整勘定により発生する繰延税金資産又は繰延税金負債を加除したうえで確定する。

1. 資産

当社が、新会社成立日の前日の終了時において保有している資産（税効果会計の適用により発生する繰延税金資産を含む。）のうち本対象事業のみに関する全ての資産（但し、本対象事業のうち横浜拠点のみに関する資産を除く。）（なお、疑義を避けるために付言すると、Miraiz その他の売主が自ら開発したシステムを含む。）

2. 負債

当社が新会社成立日の前日の終了時において負っている債務（税効果会計の適用により発生する繰延税金負債を含む。）のうち本対象事業に関する全ての負債（但し、本対象事業のうち横浜拠点のみに関する負債、並びに、金融機関からの借入に係る負債、貸倒懸念債権及び当該債権に係る貸倒引当金、及び未払事業所税等を除く。）

3. 契約及びこれに基づく債権・債務（雇用契約を除く）

当社が新会社成立日の前日の終了時において当事者となっている本対象事業のみに関する一切の契約（但し、本対象事業のうち横浜拠点のみに関する契約、並びに、金融機関からの借入に係る契約、貸倒懸念債権に係る契約及び雇用契約を除く。）、並びにこれに基づく一切の債権及び債務（これらの契約に基づき新会社成立日の前日の終了時点において既に発生している債権及び債務、並びに新会社成立日前の原因に基づき新会社成立日後に発生する債権及び債務を含む。）

4. 知的財産権

当社が本対象事業のみに関して保有する商標権（登録番号：第 5577632 号）

5. 従業員

分割対象従業員（当社で新会社成立日の前日の終了時において専ら本対象事業に従事する以下に列挙された従業員をいう。以下同じ。）との雇用契約及びこれに付随する新会社成立日の前日の終了時における当社の権利義務。なお、会社分割に伴う労働契約等の承継に関する法律（平成 12 年法律第 103 号）第 5 条第 3 項の適用により、分割対象従業員の雇用契約及びこれに付随する当社の権利義務が新会社に承継されない場合は、当該従業員は初めから分割対象従業員でなかったものとみなす。

番号	社員番号	所属セグメント	部門	雇用形態
1	10006	シェアオフィス事業部	シェアオフィス事業部	正社員
2	10012	シェアオフィス事業部	シェアオフィス事業部	正社員
3	10013	シェアオフィス事業部	シェアオフィス事業部	正社員
4	10014	シェアオフィス事業部	シェアオフィス本部	正社員

5	10073	シェアオフィス事業部	シェアオフィス事業部	正社員
6	10134	シェアオフィス事業部	シェアオフィス事業部	正社員
7	10173	シェアオフィス事業部	シェアオフィス事業部	正社員
8	10190	シェアオフィス事業部	シェアオフィス事業部	正社員
9	10265	シェアオフィス事業部	シェアオフィス事業部	正社員
10	10281	シェアオフィス事業部	シェアオフィス事業部	正社員
11	10364	シェアオフィス事業部	シェアオフィス事業部	正社員
12	10125	シェアオフィス事業部	シェアオフィス事業部	正社員
13	10243	開発管理	管理部	正社員
14	10139	開発管理	管理部	正社員
15	20452	シェアオフィス事業部	シェアオフィス事業部	アルバイト
16	20458	シェアオフィス事業部	シェアオフィス事業部	アルバイト
17	20504	シェアオフィス事業部	シェアオフィス事業部	アルバイト
18	20503	シェアオフィス事業部	シェアオフィス事業部	アルバイト

以上